

第21期 第4回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和3年7月28日(水) 16:00から

場 所 グランデはがくれ 2F 脊振

(佐賀市天神2丁目1番36号)

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 張網による採捕許可方針(案)について(諮問)

P 1～8

(2) その他

4 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

| | | | |
|----|----|-----|---|
| 委員 | 有吉 | 敏和 | 様 |
| 委員 | 坂本 | 兼吾 | 様 |
| 委員 | 中村 | さやか | 様 |
| 委員 | 藤村 | 美穂 | 様 |
| 委員 | 青木 | 正敏 | 様 |
| 委員 | 田中 | 和宏 | 様 |
| 委員 | 草野 | 剛 | 様 |
| 委員 | 今川 | 一洋 | 様 |

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 中牟田 弘典

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦
主任主査 永江 康生

水産第1514号
令和3年7月15日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉敏和 様

佐賀県知事 山口祥義



張網による採捕許可方針（案）について（諮問）

張網による採捕につきましては、令和2年12月30日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、張網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

張網による採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

張網（ふくろ網を含む。）による水産動植物の採捕

2 許可の対象

(1) 令和2年12月30日現在に、張網による採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合
- ② 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ② 暴力団員等であること。
- ③ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

3 採捕の区域

塩田川

4 採捕の期間

令和3年9月25日から令和3年12月30日まで

5 許可の有効期間

許可の日から令和3年12月30日まで

6 条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。
- (3) 設置する漁具は1統に限る。
- (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。
- (5) 設置する漁具の網目は16節以下（目合い2cm以上）でなければならない。
- (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。
- (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

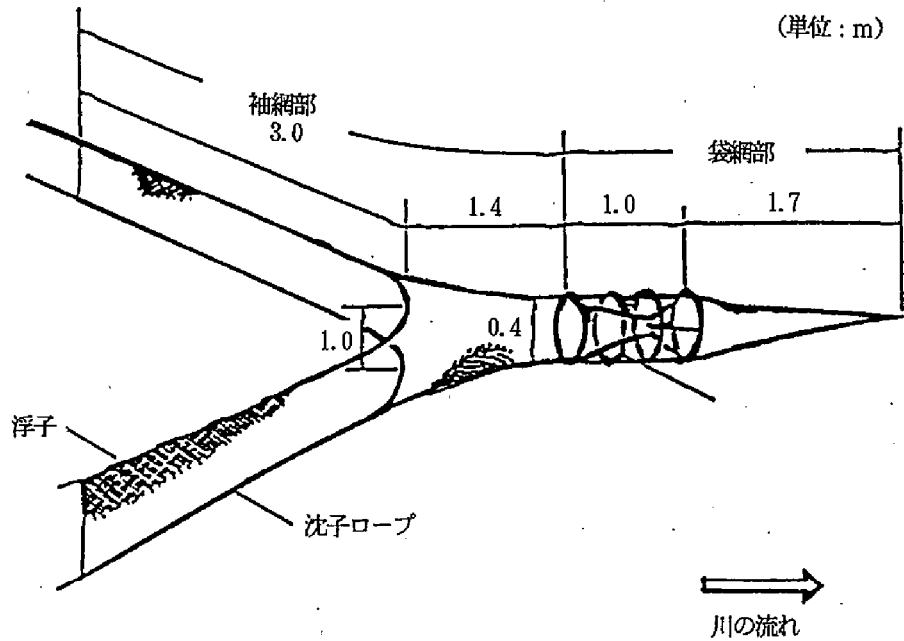
報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

8 この許可方針は、令和3年 月 日から施行する。

漁具・漁法の名称：張 網

漁 具 の 構 造：袖網及び袋網から成り、途中に竹の枠と反しが付いている。

網目：1 cm (目合：2 cm)



漁 法：両袖を付けた網筥で網の入口を河川の下流に向かって敷設し、河川を下るかにやうなぎを捕る。

袖網の代わりに栗石を置く場合もある。

漁 期：9月～11月

対 象 魚：もくずがに、うなぎ

主な河川又は湖沼：塩田川

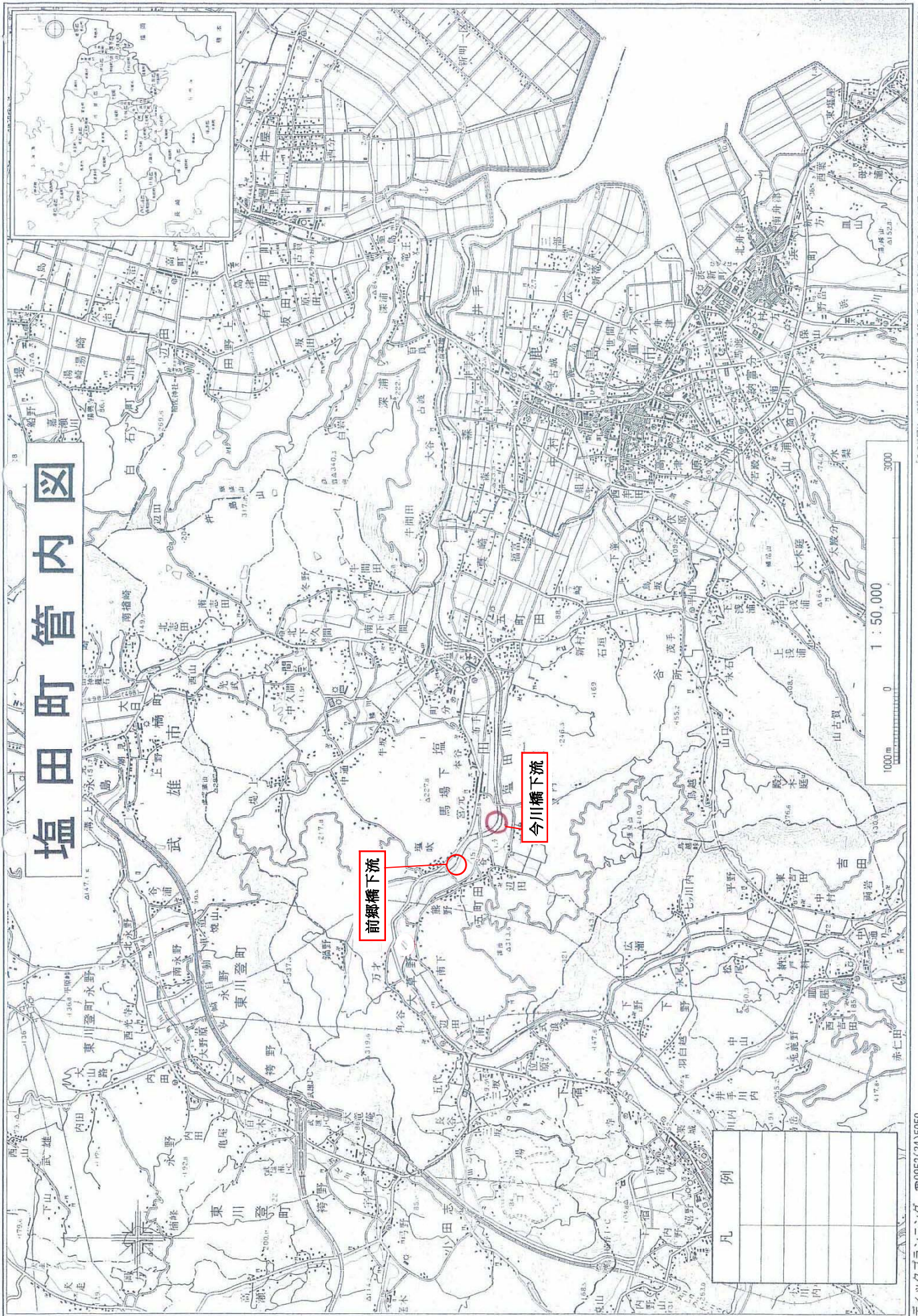
地方名称及び由来：ふくろ網

○令和2年度の張網(ふくろ網)採捕許可者及びR元年度採捕実績一覧

| 許可番号 | 氏名 | 網設置日数(単位:日) | | | | | 漁種別採捕量(単位:匹) | | |
|-------|-------|-------------|-----|-----|-----|----|--------------|-------|-----|
| | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 | ウナギ | モクズガニ | その他 |
| 7001 | 安部 智温 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7002 | 山口 静雄 | 5 | 30 | 30 | 30 | 95 | 0 | 60 | 0 |
| | 合計 | 5 | 30 | 30 | 30 | 95 | 0 | 60 | 0 |
| H30実績 | | | | | | | 2 | 90 | 0 |

○令和2年度嬉野市放流実績(参考)

| 令和2年度 放流実績 | | | | | |
|------------|--------|-----------------|---|--------|---------|
| 日時 | | 場所 | 実施者 | 放流(対象) | 放流量(kg) |
| 令和2年6月4日 | 14:00~ | 椎葉川 (小学校前) | ・轟、大野原コミュニティ ・轟小1年、大野原小1年~2年、岩屋保育園年長組 総勢45名程度 | ウナギ | 7.5 |
| | | | | モクズガニ | 10 |
| 令和2年7月16日 | 13:00~ | 塩田川 (畦川内) | ・塩田コミュニティ ・塩田小学校4年生28名 | ウナギ | 7.5 |
| | | | | モクズガニ | 10 |
| 令和2年7月17日 | 9:00~ | 塩田川 (B&G艇庫前) | ・五町田コミュニティ ・五町田小学校4年生29名 | ウナギ | 7.5 |
| | | | | モクズガニ | 10 |
| 令和2年8月7日 | 10:00~ | 吉田川 (元河川プール) | ・吉田コミュニティ ・吉田保育園園児 | ウナギ | 7.5 |
| | | | | モクズガニ | 10 |
| 令和2年8月24日 | 9:30~ | 八幡川 (親水公園) | ・久間コミュニティ ・久間小学校4年生27名 | ウナギ | 7.5 |
| | | | | モクズガニ | 10 |
| | | | | ウナギ | 37.5 |
| | | | | モクズガニ | 50 |
| | | | 参考:R元年度放流実績 | ウナギ | 12 |
| | | | | モクズガニ | 80 |
| | | | | ドジョウ | 14 |



【この地図は、建設国土整理院長の承認を得て、関係法令の5分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平山出展第27号)】

令和2年度張網(ふくろ網)
採捕許可台帳

| 年度 | 許可番号 (許可月日) | 氏名又は名称 | 住所 | 操業期間 | | 有効期間 | | 漁獲対象 |
|-------|----------------------------------|--------|----------------------|---|----------------|---------------|----------------|--------------|
| | | | | 自 | 至 | 自 | 至 | |
| 採捕の場所 | | | 制限又は条件 | | | | | |
| 2 | 7001 (R2.9.16) | 安部 智温 | ████████████████████ | 令和2年 9月25日 | 令和2年 12月30日 | 令和2年 9月25日 | 令和2年 12月30日 | ウナギ モクズガニ |
| | 式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る間のうち 今川橋下流 | | | (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下(目合い2cm以上)でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。 | | | | |
| 2 | 7002 (R2.9.16) | 山口 静雄 | ████████████████████ | 令和元年 9月25日 | 令和元年 12月30日 | 令和元年 9月25日 | 令和元年 12月30日 | ウナギ モクズガニ |
| | 式南橋上流落合より塩田橋下流町浦に至る間のうち 前郷橋下流 | | | (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は1統に限る。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) 設置する漁具の網目は16節以下(目合い2cm以上)でなければならない。 (6) 漁期終了後、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。 | | | | |

内水面採捕一許可状況（R3.6.30現在）

| 採捕の種類（第33条） | 期 間 | 許可方針 （施行年月 日） | 許可数 （定数） | | 委員会 審議月 |
|--------------------------------------|----------------------------|---------------------|--------------|--|--------------|
| (1) やな | 1年 R3.2.10～ R3.4.20 | ○ R3.1.21 | 1名 | | 12月 |
| (2) 魚ぜき | | | — | | — |
| (3) 建網（建切網、 建干網及び張切網を 含む。） | 3年 R2.2.1～ R5.1.31 | ○ R元.12.10 | 1名 | | 12月 （3年毎） |
| (4) 流刺網 | 1年 R3.5.1～ R3.7.20 | ○ R3.3.30 | 98名 （137） | | 3月 |
| (5) 張網（ふくろ 網を含む。） | 1年 R2.9.25～ R2.12.30 | ○ R2.8.7 | 2名 | | 7月 |
| (6) よせ網（地び き網を含む。） | 3年 R2.10.1～ R5.4.15 | ○ R2.8.7 | 3名 （15） | | 7月 （3年毎） |
| (7) すっぽん釜 | 3年 H29.4.1～ R2.3.31 | ○ 29.3.10 | — | | 3月 （3年毎） |
| (8) 鉾（すっぽん をとることを目的と する場合に限る。） | 3年 H29.4.1～ R2.3.31 | ○ 29.3.10 | — | | 3月 （3年毎） |
| (9) 投網（船舶を 使用する場合に限る。） | | ○ 20.5.26 | — | | — |
| (10) う使（う飼） | | | — | | — |

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3年より短い許可の有効期間を定めるとき（第33条第5項）は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

○佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日

佐賀県規則第63号

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾（すっぽんを採捕する場合に限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

（第2項省略）

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
（第1～7号省略）

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
(1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
(2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

（第6～8項省略）

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
（第1～6号省略）

（第10～13項省略）